

国の間伐補助制度改革にともなう市の対応について

1 制度改革の概要

『林野庁の説明では、制度改革には「相当の痛み」をともなう。そのことを承知で、平成23年度から現行制度の大幅な見直しを実施する。』としている。

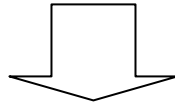
・主な見直し事項のポイント（詳細は別紙）

ポイント 『集約化し計画的な施業を行う者に限定して支援』

ポイント 『間伐は路網を活用した搬出間伐への支援に転換』

今まで

- ① 計画的に行われない個々の作業に対してもバラバラに助成
- ② 集約化されていない小規模な伐り捨て間伐に対しても助成
- ③ 間伐については搬出・伐り捨てを問わず補助
- ④ 間伐材を搬出しても一定量以下であれば、伐り捨ての単価を適用



H23から

- ① 森林経営計画の作成者に直接支援（交付金）
- ② 間伐（～60年生）については、5ha以上集約化した搬出間伐のみ支援
- ③ 森林経営計画の区域内で、一定量（1ha当たり平均10m³以上）の間伐材を搬出を搬出している場合に支援
- ④ 間伐材の搬出材積に応じて標準単価を設定
- ⑤ 森林作業道の計画的な整備を要件化

2 市の対応

- ・ 現在作成している「団地計画」のなかで、利用間伐と切置き間伐を組合せ、より有利な補助金が利用できる方法で対応する。なお、森林経営計画の範囲は「森づくり会議」の範囲を原則とする。
- ・ 切置き間伐だけの団地については、「森と緑づくり事業」の活用を強力に進める。間伐率については、団地全体での4割以上の確保を検討する。
- ・ 「森づくり会議」の未設置地区における間伐事業（個別）については、矢作川水源基金の助成を充てる。ただし、自力間伐を優先とする。また、県が独自で事業地を選定している「森と緑づくり事業」についても活用する。